



# デジタル空間における情報流通の 健全性確保に向けた総務省の取組

～インターネット上の違法・有害情報や偽・誤情報への対応～

2 0 2 5 年 2 月  
総 務 省  
情 報 流 通 振 興 課

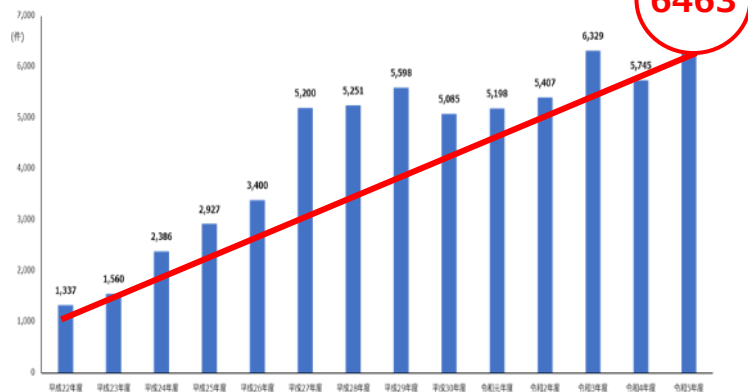
# 1. インターネット上の情報流通を巡る課題

---

## ◆ インターネット上での違法・有害情報（誹謗中傷等）の流通事例

- 誹謗中傷をはじめとするインターネット上の違法・有害情報の流通は依然深刻な状況。
- 総務省の運営する違法・有害情報相談センターで受け付けている相談件数は高止まり傾向にあり、令和5年度の相談件数は、6,463件であった。

＜相談件数の推移＞



(例) 試合中に失点につながるミスをした**スポーツ選手**に対して、当該選手の**人格を否定**するような投稿

→ **名誉権等の侵害**の可能性

(例) **リアリティ番組の出演者**に対して、当該出演者の**個人情報**を**暴露**するような投稿

→ **プライバシー等の侵害**の可能性

## ◆ インターネット上での偽・誤情報の流通・拡散事例

- 生成AIで岸田首相の偽動画、SNSで拡散  
…ロゴを悪用された日テレ「到底許すことはできない」

生成AI（人工知能）を利用して作られた岸田首相の偽動画がSNS上で拡散している。



読売新聞オンライン（令和5年11月4日）

- 「能登半島地震と偽る過去の津波映像や人工地震説など」の言説は誤り

2024年1月1日に発生した能登半島地震に関して、SNS上で過去の映像や無関係な映像を能登半島地震と結びつける投稿が多数拡散した。



日本ファクトチェックセンター（2024年1月3日）

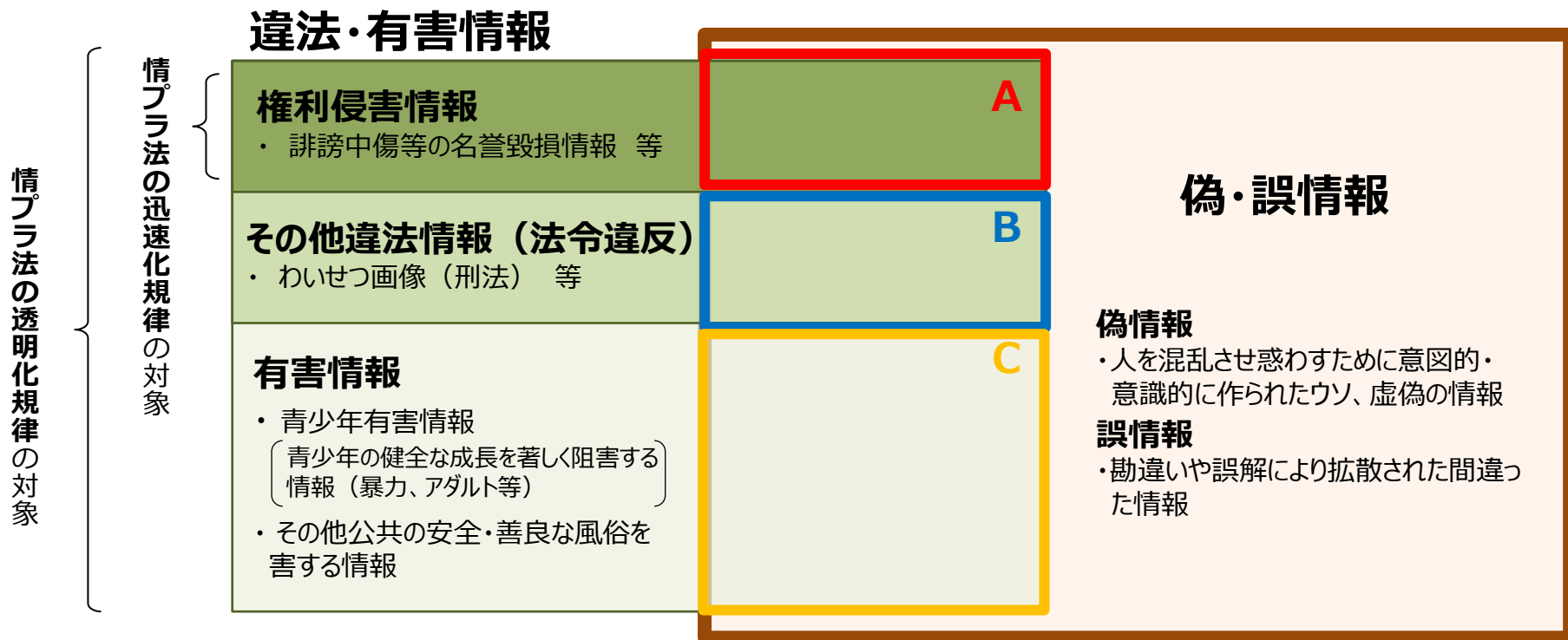
- 著名人なりすまし偽広告の99%がLINEに誘導  
…メタのSNS掲載、詐欺被害相次ぐ

メタが提供するフェイスブックやインスタグラムなどのSNSを巡っては、実業家の前沢友作氏らが4月10日、自身になりすました広告が多数表示されていると訴えた。



NHK（2024年7月16日）

# 「違法・有害情報」と「偽・誤情報」



種類	具体例
<b>A</b> 権利侵害情報である偽・誤情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 虚偽の事実の摘示による誹謗中傷（名誉毀損）</li> <li>・ 他人の著作物を無断で複製・加工等して生成した偽情報（著作権侵害） 等</li> </ul>
<b>B</b> その他違法情報（法令違反情報）である偽・誤情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 虚偽・誇大広告（景表法・特商法等違反）</li> <li>・ 有価証券等の相場変動目的をもってする風説の流布・偽計（金商法違反） 等</li> </ul>
<b>C</b> 違法ではないが有害な偽・誤情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症流行時に健康被害を生じさせ得る医学的に誤った治療法を推奨する情報</li> <li>・ 災害発生時における救命・救助活動の妨げとなる実在しない住所を摘示しての救助要請 等</li> </ul>

## 2. インターネット上の違法・有害情報への対応

---

- インターネット上の違法・有害情報に対しては、
  - ・ 権利侵害情報を掲載したプロバイダが負う責任の範囲などの制度面は、国が整備する一方、
  - ・ 個別の違法・有害情報の削除などの内容面の対応は、事業者団体による自主的な取組を支援。

## 違法な情報

### 権利侵害情報

〇〇はヤブ医者である（名誉毀損）  
海賊版サイト（著作権侵害）

### その他の違法情報

児童ポルノ・わいせつ物  
麻薬・危険ドラッグの広告

## 違法ではないが有害な情報

### 公序良俗に反する情報

死体画像（人の尊厳を害する情報）  
自殺を誘引する書込み

### 青少年に有害な情報

アダルト、出会い系サイト  
暴力的な表現

## 国による制度整備

### プロバイダ責任制限法

- 権利侵害情報に関して、プロバイダが情報の削除を行わなかった場合・行った場合のそれぞれについて、プロバイダの損害賠償責任の免責要件を規定
- 権利侵害情報に関して、プロバイダが保有する発信者の情報の開示を請求できる権利を規定

## 事業者団体による自主的な取組

### 契約約款モデル条項

- 誹謗中傷の書込み等を禁止事項とし、これに反する場合の削除等を規定する利用者との約款のモデルを提示

### 関係ガイドライン

- 具体的に削除すべき事例や参照すべき裁判例を示した各種ガイドラインを作成

## 相談への対応

## 違法・有害情報相談センターの設置・運営

- インターネット上に流通した違法・有害情報による被害の相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等をアドバイス

## インターネット上で、自分に関する誹謗中傷等を他人から書き込まれた場合



そもそも、誹謗中傷等を自ら書き込まないために

誹謗中傷等の投稿を削除したい

書き込んだ相手に損害賠償を求めたい

どうしたらよいか分からない

1 ユーザのICTリテラシー向上

2 事業者へ投稿の削除を申請

3 発信者情報開示請求

4 相談窓口への相談

総務省の取組

- 誹謗中傷等の発信をさせないため、ICTリテラシーを高める活動として、
  - ・教材冊子の作成公表、
  - ・出前講座
  - ・専用特設サイトの拡充等を継続的に実施。

総務省の取組

- プロバイダ責任制限法による、削除に関する責任制限制度の運用。
- 事業者の取組のモニタリング。

削除について、一層の制度的対応が求められていた。

総務省の取組

- プロバイダ責任制限法による、発信者情報開示請求制度を継続的に運用。
- 令和3年に法律改正等により、対策を強化（新たな裁判手続の創設）。

総務省の取組

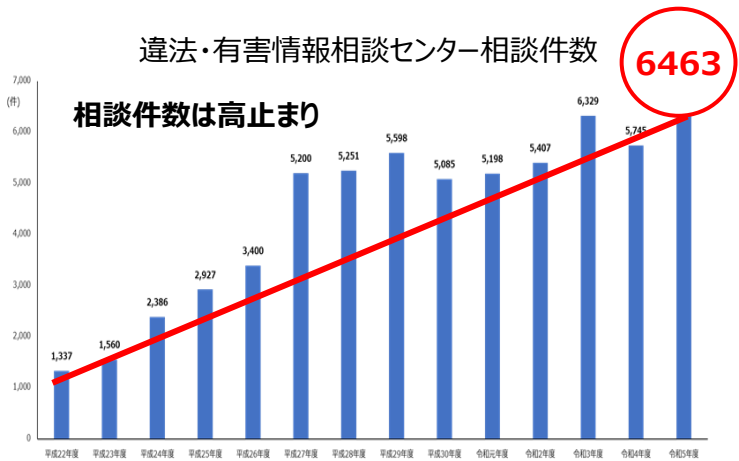
- 対応方法を案内できるよう、総務省等が運営する相談窓口（違法・有害情報相談センター）等における体制や相互連携について、継続的に強化。

【注】 このほか、法務省では刑法を改正し、侮辱罪の法定刑を引上げ(2022年7月施行)

# 「投稿の削除」を巡る課題

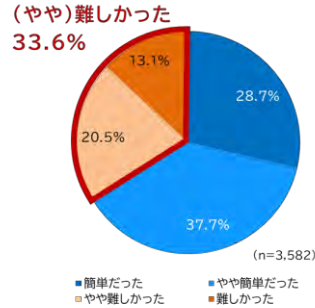
- ・ 誹謗中傷をはじめとするインターネット上の違法・有害情報の流通は依然深刻な状況。被害者からの相談の3分の2は、「投稿の削除」に関する相談が占める。
- ・ 「投稿の削除」は、主に事業者の利用規約に基づいて行われているものの、課題が多く、必ずしも適切に機能していなかった。
- ・ 総務省の有識者会議において、「削除等の適正化に向け、法制上の手当てを含め、大規模プラットフォーム事業者に対して対応の迅速化・透明化を求めることが適当」ととりまとめ（令和6年2月2日(金)に公表）。

## ＜相談件数の推移＞



## ＜事業者の利用規約に基づく削除の課題＞

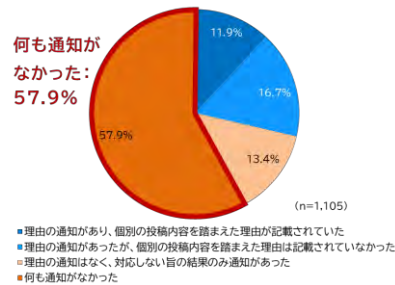
### ① 窓口が分かりづらい



### ② 1週間より長く放置されるのは許容できない

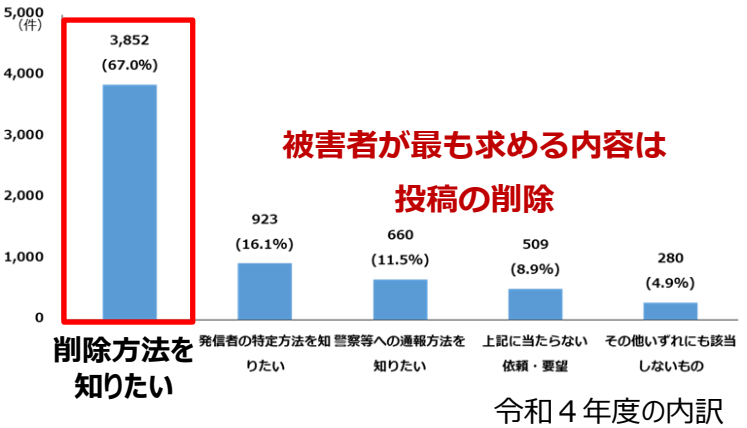


### ③ 通知がされていない



### ④ 指針の内容が抽象的

- ・ ポリシーにおいて、大きな方向性として嫌がらせとか差別といったものは許されないという観点での言及がされていっても、**具体的な書きぶりは各社において差異がある。**
- ・ 例えば、名誉毀損を意図したコンテンツとか悪意あるコンテンツは許容されないと定めつつも、**具体的にどういったものがそれに当たるのかという判断を例示しているものはほぼない。**



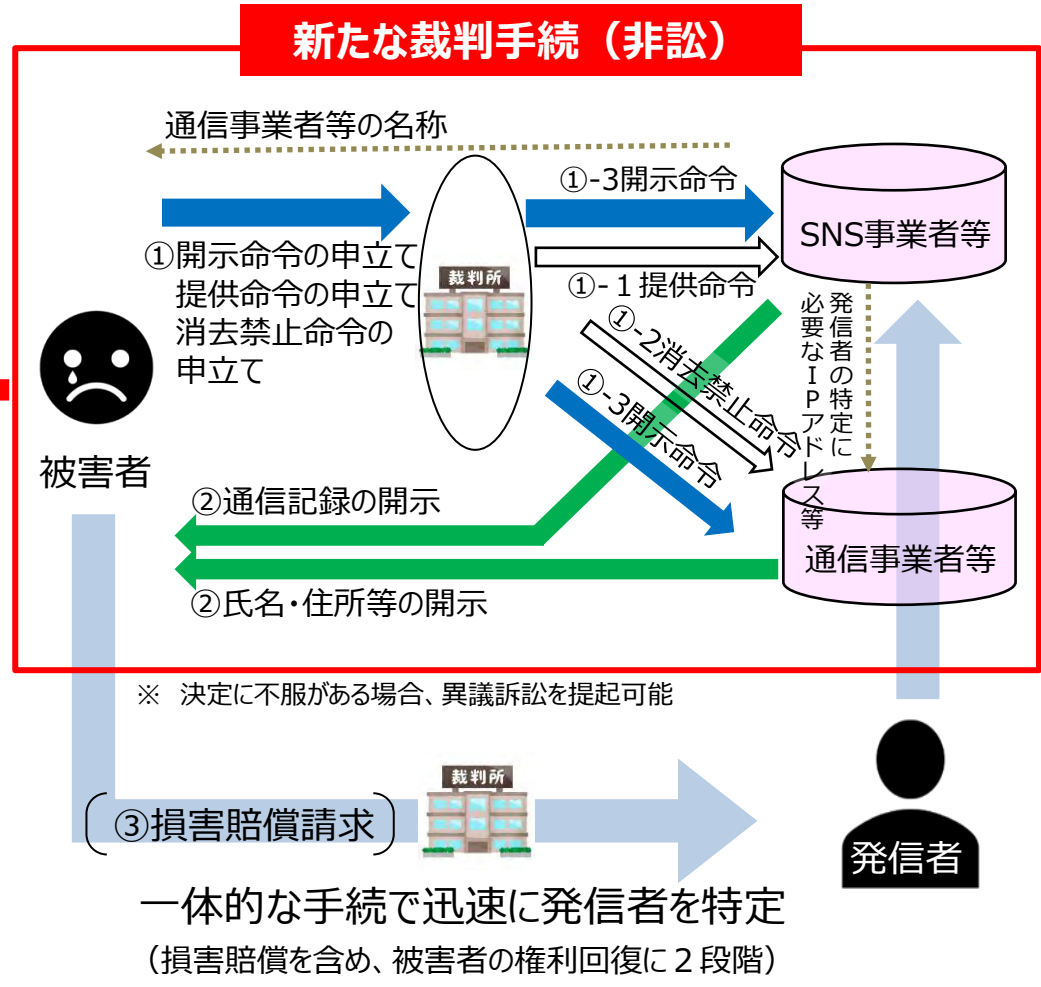
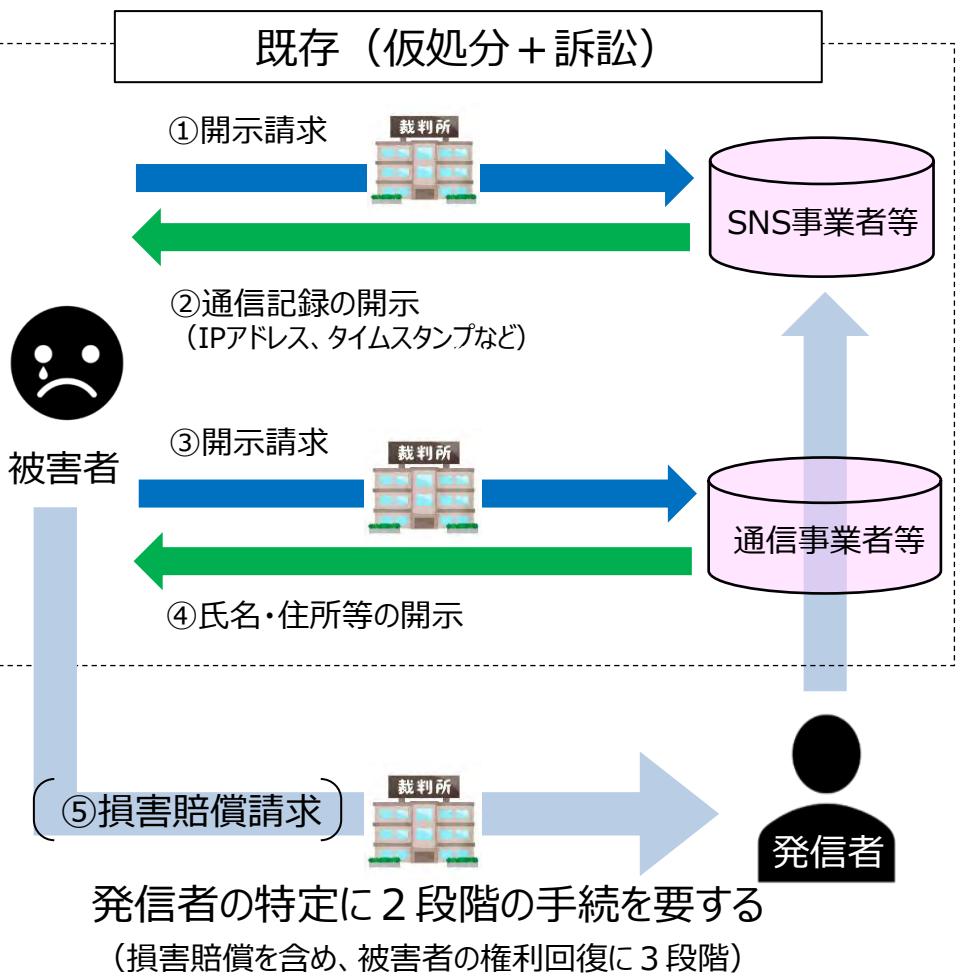
(①②③は総務省実施 アンケート調査)

有識者会議における構成員の発言



# 令和3年の法律改正の概要（新たな裁判手続の創設）

- 従来の手続では、発信者の特定のため、2回の裁判手続（※）を経ることが一般的に必要であった。  
※ SNS事業者等からの開示と通信事業者等からの開示
- 令和3年プロバイダ責任制限法改正により、**発信者情報の開示を一つの手続で行うことを可能とする「新たな裁判手続」（非訟）を創設**。事案の柔軟かつ迅速な解決を図ることとした。



誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するため、**大規模プラットフォーム事業者に対し**、

**①対応の迅速化**、**②運用状況の透明化**に係る措置を義務づける法改正を実施済み（令和6年5月）。

## 改正内容

**大規模プラットフォーム事業者**<sup>※1</sup>に対して、以下の措置を義務づける。

※1 迅速化及び透明化を図る必要性が特に高い者として、権利侵害が発生するおそれが少ない**一定規模以上等の者**。

### ① 対応の迅速化（権利侵害情報）

- ・ 削除申出窓口・手続の整備・公表
- ・ 削除申出への対応体制の整備（十分な知識経験を有する者の選任等）
- ・ 削除申出に対する判断・通知（原則、一定期間内）

### ② 運用状況の透明化

- ・ 削除基準の策定・公表（運用状況の公表を含む）
- ・ 削除した場合、発信者への通知

上記規律を加えるため、**法律**<sup>※2</sup>の題名を「**特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律**」（情報流通プラットフォーム対処法）に改める。

※2 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法：プロバイダ等の免責要件の明確化、発信者情報開示請求を規定）

## 施行期日

公布の日（令和6年5月17日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

- 情報流通プラットフォーム対処法の施行に当たり、施行日政令の策定のほか、下記**省令・ガイドラインの策定**を予定。（パブコメ期間：令和6年12月20日～令和7年1月23日）

## ① 省令

「大規模特定電気通信役務提供者」の指定要件、「送信防止措置の実施に関する基準」の事前周知期間の明確化、運用状況の公表に当たっての具体的な公表項目等を規定。

## ② 法律の解釈を示したガイドライン

「申出を行おうとする者に過重な負担を課するものでないこと」の解釈、「侵害情報調査専門員」の具体的な要件等を記載。

## ③ 違法情報ガイドライン

どのような情報を流通させることが権利侵害や法令違反に該当するのかを明確化。また、大規模特定電気通信役務提供者が「送信防止措置の実施に関する基準」を策定する際に盛り込むべき違法情報を例示。

⇒ なお、いわゆる闇バイト対策の一環として、職業安定法による労働者募集を行う者が「雇用しようとする者の氏名又は名称、住所、連絡先、業務内容、就業場所等について表示しない場合は違法である旨の明確化」を受け、違法情報ガイドラインにも記載。

### 3. インターネット上の偽・誤情報への対応

---

基本的な  
考え方

- 偽・誤情報の流通・拡散を含むデジタル空間における情報流通の諸課題への対応に関しては、①制度的な対応に加え、②官民の多様な関係者による周知啓発活動等の推進、③偽・誤情報対策技術の開発・実証及び社会実装等を含めた総合的な対応を、様々な関係者の連携・協力の下で進めていくことが重要。

具体的  
な取組

## ■ 情プラ法の早期施行に向けた制度整備

- 令和6年5月に情報流通プラットフォーム対処法が成立・公布。
  - 偽・誤情報対策としても一定の効果が見込まれるものであり、令和7年春までに早期施行を目指す。
- ⇒ 省令、ガイドライン（①法律の解釈GL、②違法情報GL）を年度内に整備。

情プラ法の早期施行に  
向けた制度整備

## ■ デジタル広告に関する課題への対応

- 令和6年6月、なりすまし型偽広告に関して、PF事業者に対する要請を実施。
- 対応状況についてPF事業者へのヒアリングを実施（10月）、11月にヒアリングの評価を「ヒアリング総括」として公表。

デジタル広告に関する  
課題への対応

## ■ 総合的な対策の推進

- 令和6年9月10日に「デジタル空間における情報流通の健全性確保に関する検討会」のとりまとめを公表。
- 提言を踏まえ、総合的な対策を推進（下記のほか、人材の確保・育成、社会全体へのファクトチェックの普及、国際連携・協力も推進）。

普及啓発・リテラシー向上

偽・誤情報にかかる  
総合的なリテラシー対策

技術の研究開発・実証

令和6年度補正予算  
（総合経済対策）

制度的な対応

新たな検討会で深掘り

## 情報流通過程全体に共通する高次の基本理念

- **表現の自由と知る権利の実質的保障及びこれらを通じた法の支配と民主主義の実現**  
…自由な情報発信と多様な情報摂取の機会が保障され、個人の自律的な意思決定が保護されるとともに、これを通じ、表現の自由や知る権利以外の様々な権利利益（営業の自由など）にも配慮したルールに基づく健全な民主的ガバナンスが実現すること
- **安心かつ安全で信頼できる情報流通空間としてのデジタル空間の実現**  
…平時・有事（災害発生時等）を通じ、アテンション・エコミーを構造的要因とするものを含め、偽・誤情報や悪意ある情報の流通による権利侵害、社会的混乱その他のフィジカル空間への影響が抑止されるとともに、情報流通の過程全体を通じ、サイバー攻撃や安全保障上の脅威等への対抗力が確保された強靱なデジタル空間が実現すること
- **国内外のマルチステークホルダーによる国際的かつ安定的で継続的な連携・協力**  
…デジタル空間に国境がないことを踏まえ、国内外の民産学官を含むマルチステークホルダーが相互に連携・協力しながらデジタル空間における情報流通に関するガバナンスの在り方について安定的かつ継続的に関与できる枠組みが確保されていること

## 情報流通の過程ごとに具体化

### 情報発信に関する基本理念

- **自由かつ責任ある発信の確保**  
…自由かつ、ジャーナリズムやリテラシーに裏付けられた責任ある発信が確保されていること
- **信頼できるコンテンツの持続可能な制作・発信の実現**  
…信頼できる魅力的なコンテンツの制作・発信（ファクトチェックを含む）に向けリソースが安定的かつ継続的に確保され、そうした活動の透明性が確保されるとともに、その価値が正当に評価されていること

### 情報受信に関する基本理念

- **リテラシーの確保**  
…受信者において技術的事項を含むリテラシーが確保され、デジタル社会の一員としてデジタル空間における情報流通の仕組みやリスクを理解し、行動できること
- **多様な個人に対する情報へのアクセス保障とエンパワーメント**  
…個人の属性・認知的能力や置かれた状況の多様性を考慮しつつ、あらゆる個人に対してデジタル空間における情報流通への参画と意思決定の自律性確保の機会が与えられていること

### 情報伝送に関する基本理念

- **公平・オープンかつ多面的な情報伝送**  
…多面的で信頼できる情報源が発信する情報が偏りなく伝送（媒介等）されていること
- **情報伝送に関わる各ステークホルダーによる取組の透明性とアカウントビリティの確保**  
…プラットフォーム事業者や政府を含む関係者の取組・コミュニケーションの透明性が確保されるとともに、それらの取組等や透明性確保につき責任を負うべき主体・部門が特定され、明確であり、当該主体・部門から責任遂行状況について十分に説明してもらうことが可能な状態にあること
- **情報伝送に関わる各ステークホルダーによる利用者データの適正な取扱いと個人のプライバシー保護**  
…個人情報を含む様々な利用者データの適正な収集・利活用とこれを通じた個人の意思決定の自律性が確保され、個人のプライバシーが保護されていること

## ➤ 政府

- 内外のマルチステークホルダー間の相互連携・協力に基づくガバナンスの基本的な枠組みの設計・調整
- 民間部門による取組について、透明性・アカウンタビリティ確保の促進、コンテンツモデレーションによって生じる被害に対する救済手段の確保、教育・普及啓発、認知度向上等のファクトチェックの推進、研究や技術の開発・実証、人材育成の推進等を通じた支援 等

## ➤ 地方自治体

- 情報発信主体の一つとして、地域内外への効果的な発信の実施と発信の信頼性向上に向けた体制の確立 等

## 【情報発信側】

### ➤ 伝統メディア（放送、新聞等）

- デジタル空間で流通する情報の収集・分析を含む取材に裏付けられ、偽・誤情報等の検証報道・記事や偽・誤情報等の拡散を未然に防ぐコンテンツを含む信頼できるコンテンツの発信 等

### ➤ ファクトチェックを専門とする機関を含むファクトチェック関連団体

- 持続可能なファクトチェックの実現に向けたビジネスモデルの確立
- 効果的かつ迅速なファクトチェックの実現 等

## 【情報伝送側】

### ➤ 情報伝送PF事業者

- 自社サービスや、そのサービスに組み込まれたアルゴリズムを含むアーキテクチャがアテンション・エコミーの下で情報流通の健全性に与える影響・リスクの適切な把握及び必要に応じたリスク軽減措置の実施
- 違法・有害情報等の流通抑止のために講じる措置を含め、情報流通の適正化についての一定の責任
- 大規模な情報伝送PF事業者は、サービスの提供により情報流通についての公共的役割
- 多くの人の間で正しい情報の適時な共有が求められる場面における、国民にとって必要な情報の確実かつ偏りない伝送
- コンテンツモデレーションに関し、日本の法令等に精通する等の人材を確保・育成するとともに、全体の基準やその運用状況等のマクロ的、個別の発信者への理由説明や救済手段の確保等のミクロ的両面での透明性・アカウンタビリティ確保 等

### ➤ 広告仲介PFその他広告関連事業者

- デジタル広告そのものや広告配信先メディアの質の確保に向けた取組の実施及びその透明性・アカウンタビリティの確保 等

## 【情報受信側】

### ➤ 利用者・消費者を含む市民社会

- デジタル空間における情報流通に関するリスク・問題や構造の理解及びリテラシーの確保

### ➤ 利用者団体・消費者団体

- 情報伝送PFサービスの利用者や消費者を含む市民社会のリテラシー向上に向けた支援

### ➤ 教育・普及啓発・研究機関

- 市民社会のリテラシー向上に向けた効果的な教育・普及活動
- 情報流通の健全性に対するリスクの度合い・適切な軽減措置の在り方等に関する、ファクトやデータに基づく専門的研究・評価・分析

- ① 情報流通プラットフォーム対処法の早期施行に向けた省令・ガイドライン等に関する検討や
- ② プラットフォームサービス上の情報流通に係る更なる制度整備の在り方を検討するため、「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会」を開催（第1回：2024年10月10日）。

## 【主な検討事項】

- ① 情報流通プラットフォーム対処法の施行に向けた**省令・ガイドライン**の検討 → **検討会本体**
- ② 「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」（9月10日とりまとめ公表）  
で提言された「**制度的対応**」の更なる深掘り（デジタル広告関係を除く。） → **制度ワーキンググループ**
- ③ **デジタル広告**の流通の在り方 → **デジタル広告ワーキンググループ**
- ④ その他必要な事項

制度ワーキンググループ

※ デジタル広告以外

デジタル広告  
ワーキンググループ

WG

（必要に応じて）

※主な検討事項のうち、制度的対応やデジタル広告の流通の在り方については、親会の下にWGを設置し、集中的に議論する（WGの構成員は、親会メンバーの一部に加え、専門家に依頼）。

## 【構成員（敬称略）】（9名）

- 宍戸 常寿 東京大学大学院 法学政治学研究科 教授 **【座長】**
  - 生貝 直人 一橋大学大学院 法学研究科 教授
  - 上沼 紫野 LM虎ノ門南法律事務所 弁護士
  - 大谷 和子 株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長
  - 曾我部 真裕 京都大学大学院法学研究科 教授
  - 森 亮二 英知法律事務所 弁護士
  - 山口 真一 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター 准教授
  - 山本 龍彦 慶應義塾大学大学院法務研究科 教授
  - 増田 悦子 公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長
- 【オブザーバー】** 法務省



## 違法情報

### 1. 違法情報に対するPF事業者の対応の在り方

- ・「コンテンツモデレーション申出・要請窓口」について、誰が何を通報する窓口を整備すべきか 等

### 2. 違法情報に対するPF事業者への対応の申出等の在り方

- ・行政機関による恣意的な申出・要請を防止する具体的な方策の在り方
- ・信頼できる団体から事業者に対応を求めた場合に、事業者が優先的に対応する手法・仕組み 等

### 3. 違法情報の発信を抑止するための方策の在り方

## 有害情報

### 1. 災害発生時等の特例の場面における対応

- ・「プロミネンス」等災害発生時等に適用されるコンテンツモデレーションの在り方 等

### 2. その他

- ・その他制度的対応の検討が必要な有害情報としてどのようなものがあるか 等

## 共通

### 1. サービスがもたらす社会的影響の影響評価・軽減措置

- ・EUと日本での社会状況や統治機構の差異についてどのような点に留意が必要か
- ・PF事業者が検討・実施する影響評価の評価基準や軽減措置の内容として具体的にどのようなものが考えられるか 等

### 2. 情報発信・流通の態様に着目した対応

- ・繰り返し発信する行為等への対応の在り方 等

### 3. ユーザーエンパワーメント

- ・利用者がオンライン上のコンテンツに基づき適切に意思決定を行うための方法としてどのようなものが考えられるか 等

## 4. デジタル広告の流通を巡る課題への対応

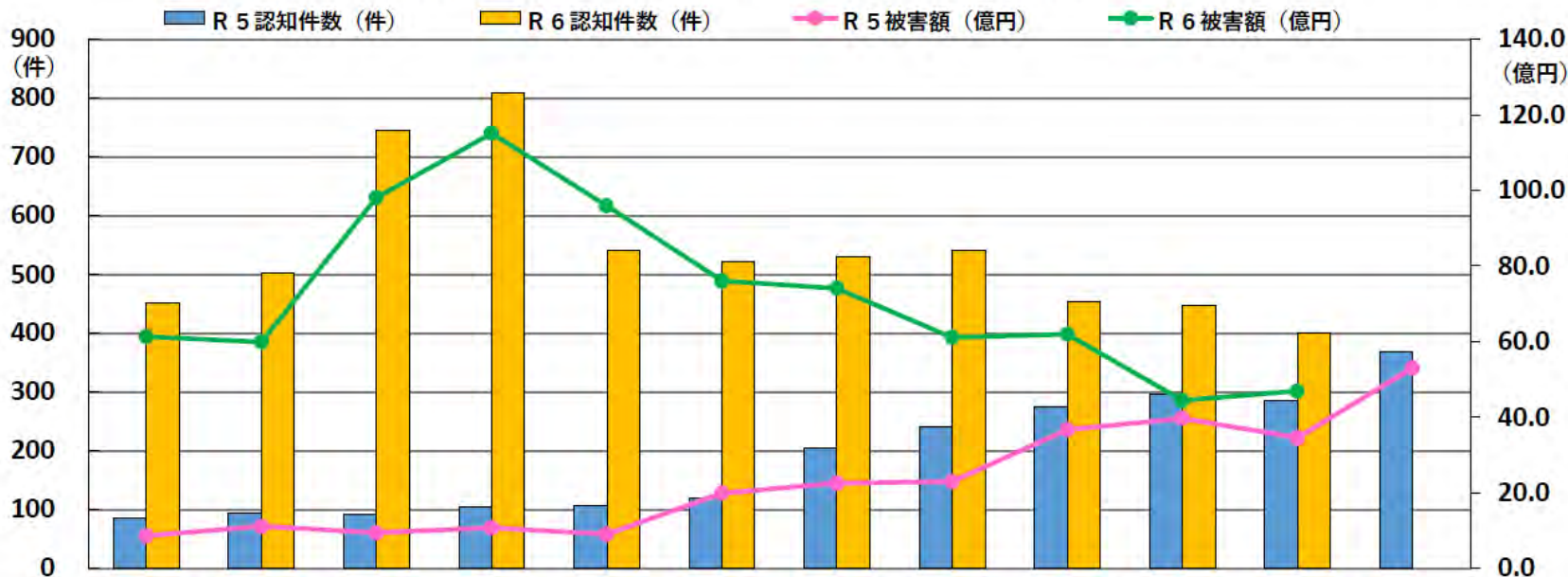
---

- **SNS型投資詐欺** (※) の認知件数及び被害額は、令和6年4月をピークに減少しているものの、**依然として高い水準**にある。

(※) SNS等を通じて対面することなく、交信を重ねるなどして関係を深めて信用させ、投資金名目やその利益の出金手数料名目などで金銭等をだまし取る詐欺 (SNS型ロマンス詐欺に該当するものを除く。)

## SNS型投資詐欺の被害発生状況 (5,939件、約794.7億円の被害)

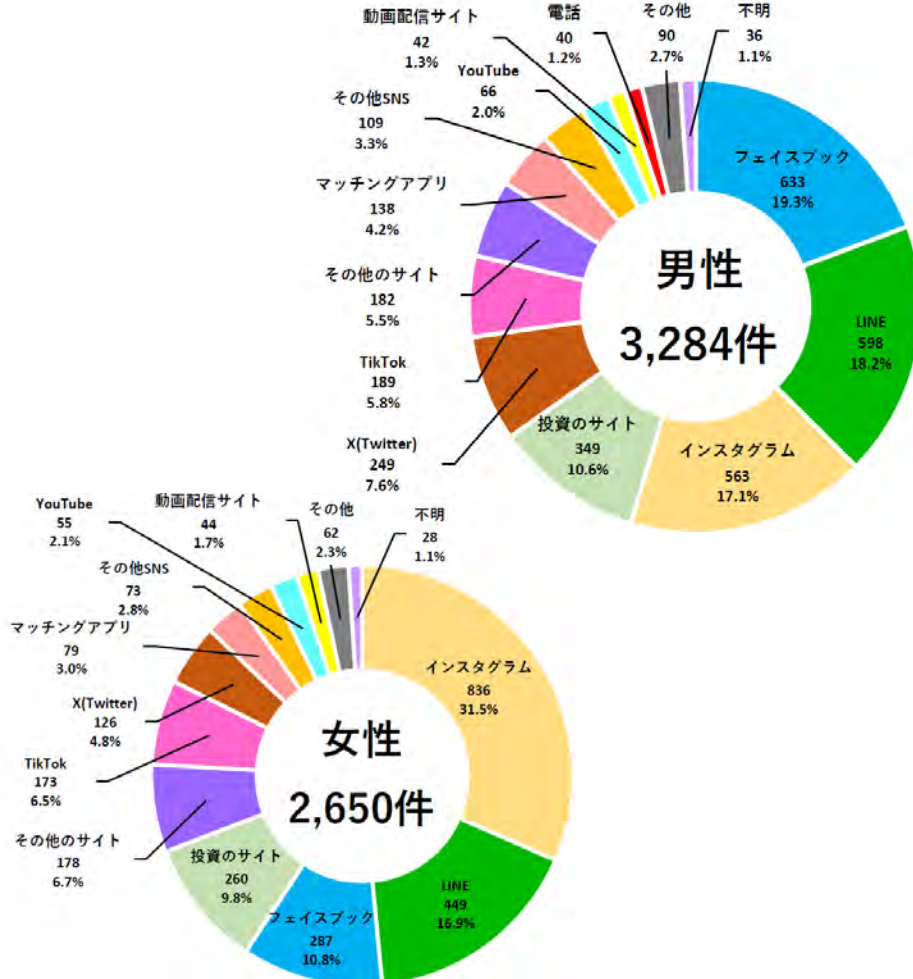
令和5年1月から令和6年11月までの被害発生状況の推移



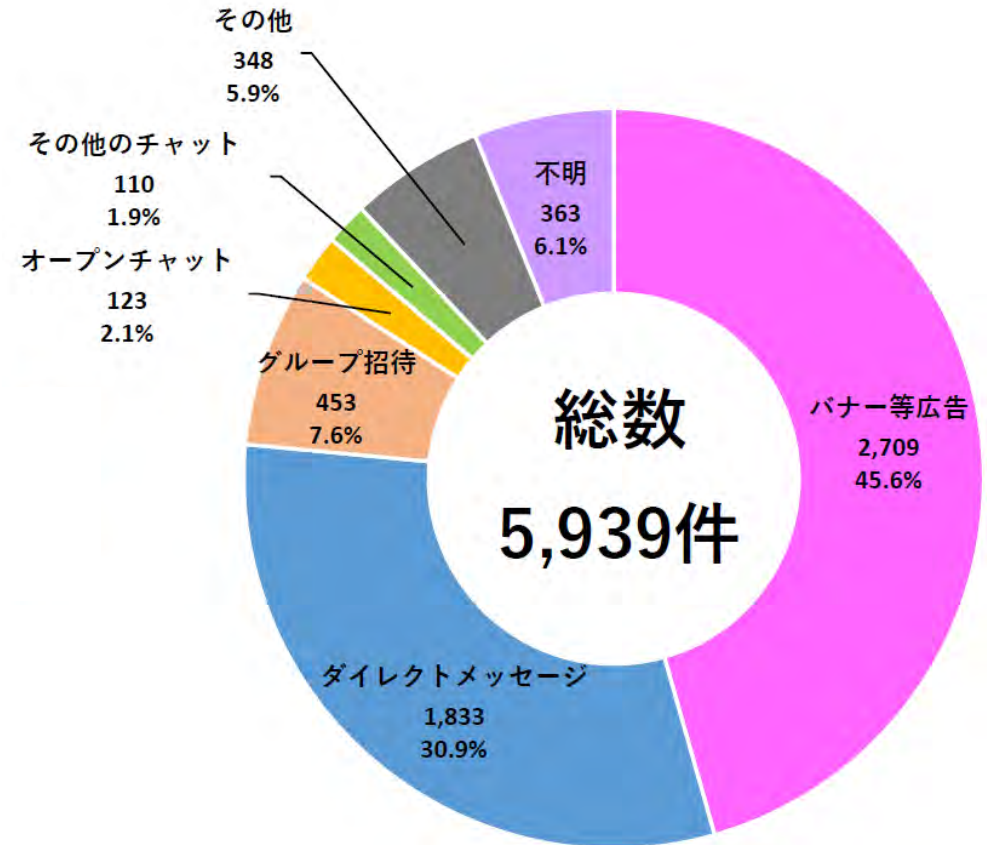
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
R 5 認知件数 (件)	85	94	92	104	106	120	204	241	275	296	285	369
R 5 被害額 (億円)	8.6	11.1	9.4	10.7	9.0	19.9	22.5	22.9	36.7	39.7	34.5	53.0
R 6 認知件数 (件)	451	503	746	808	541	521	529	540	453	447	400	
R 6 被害額 (億円)	61.3	59.9	98.1	115.1	95.9	76.0	74.1	61.1	61.9	44.4	46.9	

- SNS型投資詐欺の**当初接触ツール**として、**大規模事業者が提供するSNS等が高い割合**を占める。
- 被害者との当初の接触手段として、SNS等における**バナー等広告が全体の約半数**を占める。

### 当初接触ツール



### 被害者との当初の接触手段



※上記グラフの他に法人 5 件あり (Instagram 1 件、LINE 1 件、フェイスブック 2 件、X 1 件)

- **総務省では、令和6年6月21日に、SNS等を提供する大規模事業者（※）に対して、SNS等におけるなりすまし型「偽広告」への対応について要請を実施。**

※ Meta Platforms, Inc.に対して、対応の実施を要請するとともに、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構（SMAJ）を通じて、SNS等を提供する大規模事業者に対して、対応の実施を要請。

## 広告出稿時の事前審査等に関する対応

### ① 審査基準の策定・公表等

- ・ 広告の事前審査基準を策定・公表するとともに、当該基準を含め、利用規約等を踏まえた適正な対応を行うこと。

### ② 自社が提供するSNS等におけるなりすまし型「偽広告」を端緒とした詐欺の手口・実態等を踏まえた審査の実施

### ③ 事前審査体制の整備

- ・ 特に、日本語並びに日本の社会、文化及び法令を理解する者を十分に配置するなど、事前審査体制を整備し、その整備状況を公表すること。

### ④ 被害者から通報があった場合の事前審査の強化

### ⑤ 広告主の本人確認のプロセスや実効性の検証・強化

## なりすまし型「偽広告」の事後的な削除等

### (1) 利用規約等を踏まえた適正な削除対応

### (2) 削除対応の迅速化及び運用状況の透明化

- ① 削除申出を受け付ける方法の整備・公表
- ② 削除等の対応に当たる人材として、日本語並びに日本の社会、文化及び法令を理解する者の十分な配置
- ③ 被害者の申出を受けてからの遅滞ない判断・通知
- ④ 削除等の実施に関する基準の策定・公表
- ⑤ 削除の申出件数及び実施件数、アカウント停止の申出件数及び実施件数並びに削除等の対応に当たる人的・技術的体制（特に、削除等の対応に当たる人材のうち日本語を理解する者の人数）の公表

- **総務省では、「国民を詐欺から守るための総合対策」（令和6年6月18日犯罪対策閣僚会議決定）を踏まえ、昨年6月21日に、SNS等を提供するプラットフォーム事業者に対して、SNS等におけるなりすまし型「偽広告」への対応について要請を実施。**
- 昨年10月、デジタル広告ワーキンググループにおいて、上記要請を行ったプラットフォーム事業者（Google、LINEやフー、Meta、TikTok、X）に対してヒアリングを実施。11月11日にヒアリングの評価を「ヒアリング総括」として公表。

## 1 広告出稿時の事前審査等に関する評価（ポイント）

### 【事前審査の実効性向上】

- 遷移先の情報変更を発見した場合の再審査など、事前審査基準に基づく審査の実効性を向上させる対応の適切かつ不断の実施が重要。

### 【詐欺の手口・実態等を踏まえた事前審査の実施】

- 捜査機関との情報交換による手口等の最新動向の把握、業界団体を通じた企業横断的な調査・情報共有などの取組など、体制整備が重要。

### 【事前審査体制の整備・公開】

- 日本語や日本の文化的背景を理解した人員を含む事前審査体制を構築した上で、どのような能力を有する人材を具体的に何人配置しているのか等に関する情報を公開し、利用者や広告主が確認できるようにすることが重要。

### 【広告主の本人確認の実施】

- メールアドレスや電話番号の認証のみならず、本人・法人確認書類の提出などの対応の有効性・必要性についても考慮することが重要。

## 2 SNS等に掲載されたなりすまし型「偽広告」の事後的な削除等に関する評価（ポイント）

### 【削除対応の迅速化】

- プラットフォーム事業者が削除等の対応要否を期限を区切って速やかに判断すること、判断結果を被害者等に通知すること、これらを着実に実施するための体制を整備することなど、削除等の申出に迅速に対応するための取組が更に進められることが重要。

### 【運用状況の透明化】

- 削除の申出件数及び実施件数、アカウント停止の申出件数及び実施件数、削除等の対応に当たる人的・技術的体制について公開されていないことは、透明性確保の観点から不十分であり、今後の公開が進められることが重要。

今後、評価結果を踏まえ、事業者に更なる対応の改善を求めるとともに、その対応状況を総務省としてモニタリングすることを通じ、SNS等のサービスを利用する利用者の保護の観点から必要な対応を検討。

あわせて、質の高いオンラインメディアへの広告配信に向けた**広告主・経営陣向けガイドライン等を年度内を目途に作成**。

## 5. 総合的なリテラシー対策

---

- デジタル空間においては、誹謗中傷等の違法・有害情報に加え、人々の関心・注目の獲得が経済的価値となるアテンション・エコミーの下で、偽情報・誤情報の流通・拡散や、過激なタイトルや憶測だけで作成されたコンテンツの流通・拡散も社会問題化。
- 総務省では、「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」において以下の対応につき提言を取りまとめ。

主な提言内容

制度的な対応

普及啓発・リテラシー向上

技術の研究開発・実証

など

総合的なICTリテラシー対策

**官民の幅広い関係者による推進体制を構築**した上で、

ICTリテラシー向上のための取組を継続的に実施することにより**社会的機運を醸成**

方向性

## 世代に応じた多様な普及啓発

- 多様な関係者の取組を集約した総合的なWEBサイトの開設
- 多様な関係者によるセミナー開催と、普及啓発教材の作成・活用
- 幅広い広報活動

## SNS・デジタルサービスにおけるサービス設計上の工夫

画面上での注意・警告等、事業者による自主的なサービス設計上の工夫

## 信頼性の高い情報にかかる表示上の工夫

信頼性の高い情報が偽・誤情報に埋もれないよう、事業者による自主的な表示上の工夫

▶ プラットフォーム事業者を含む**推進体制を構築し、取組を推進。**

(**1月22日**にICTリテラシー向上に関する**新プロジェクト発表会**を開催)



## 1. プロジェクトの推進体制

- プラットフォーム事業者、通信事業者、IT関連企業、関連団体と、総務省が連携して推進。  
※参加する事業者・団体の順次拡大を目指す。
- 1月22日の「ICTリテラシー向上に関する新プロジェクト発表会」にて、推進体制及びロゴ、スローガン等について発表。

つくろう！守ろう！安心できる情報社会



## 2. 取組の概要

- ① 多様な関係者の取組を集約した**総合的なWEBサイトの開設**（総務省）
- ② 多様な関係者や総務省による**セミナーやシンポジウム開催**（総務省、関係者）
- ③ **普及啓発教材や関係者の取組の充実**（総務省、関係者）
- ④ テレビ、新聞、デジタル広告などによる**多様な広報活動**



「DIGITAL POSITIVE ACTION」Webサイト  
<https://www.soumu.go.jp/dpa/>

## 3. 当面の予定

- 2月11日（火・祝日）頃：セーフインターネットデー※に合わせたイベント等

※EUで開始した安心、安全なインターネット環境整備のための取組。180か国以上の国と地域で開催。

# (参考) プロジェクト推進パートナーによる取組予定

2025年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	夏	秋
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1/22 スローガン・ロゴの発表、先行サイト公開</li> <li>● 1/25 SIA研修会 (SIA)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2/11 Webサイト本格立ち上げ (予定)</li> <li>● 2/11 セーフアーインターネットデー (SID)</li> <li>● 2/12 SaferInternetDay2025 JAPANフォーラム (SIA)</li> <li>● 2/13 e-ネットキャラバン特別シンポジウム (FMMC)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2/27 Grafsec全国大会 (Grafsec)</li> <li>● 偽・誤情報に関する啓発のための特設サイトの公開 (SMAJ)</li> <li>● ティーンアカウントに関する啓発キャンペーン (Meta)</li> <li>● クリエイター向け「偽・誤情報対策ワークショップ」 (TikTok)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● CATV事業者によるICTリテラシー向上に関する講習会、イベント、周知啓発 (CATV連盟)</li> <li>● 2025年春の一斉行動キャンペーン (FMMC)</li> <li>● 人気クリエイターによる啓発等の動画公開 (TikTok)</li> <li>● 詐欺に関する注意喚起動画公開 (LINEヤフー)</li> <li>● コミュニティノートワークショップ (X)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報通信の安心安全な利用のための標語表彰式 (FMMC)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 7月以降 高校生ICT conference2025 (安心協)</li> <li>● 7月以降 コミュニティノートに関する認知・理解向上プロモーション (X)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 10～11月予定 2025年秋の一斉行動キャンペーン (FMMC)</li> </ul>
<p>セミナー・シンポジウム等の開催</p> <p>政府広報、メディア媒体を用いた広報</p> <p>携帯ショップ等におけるリテラシー向上に関する講習会 (通信事業者)</p> <p>e-ネットキャラバン (FMMC)</p> <p>SNS上の誹謗中傷に関する啓発サイト No Heart No SNS の運営 (SMAJ・SIA等)</p> <p>ネットセーフティインストラクターの研修会・認定 (SIA)</p> <p>Yahoo!きっずを通じたインターネットリテラシーの向上促進 (LINE ヤフー)</p> <p>デジタルリテラシー教育プログラム「みんなのデジタル教室」 (Meta)</p> <p>AI の適切な活用に関する多様なプログラムの実施 (偽情報対策等を含む) (マイクロソフト)</p>							

● 継続中  
偽・誤情報問題啓発  
キャンペーン  
「#ほんとかな?が、  
あなたを守る」  
第二弾 (Google)

## 6. 偽・誤情報対策技術の開発・実証・社会実装

---

- 生成AI等による偽・誤情報の流通・拡散に対応するため、以下の技術の開発・実証及び社会実装を推進。

- (1) AI生成物（ディープフェイク）の検知等の「**真偽判定支援技術**」
- (2) 発信者の真正性等を担保する「**情報に係る真正性・信頼性保証技術**」

令和6年度

令和5年度補正予算：6.0億円

令和7年度

令和6年度補正予算：27億円の内数

## (1) AI生成物（ディープフェイク）の検知等の「真偽判定支援技術」

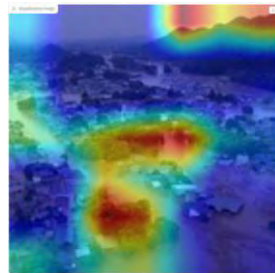
- 偽・誤情報の流通・拡散が顕著な**画像・映像**を判別対象とした、検知技術を開発。



2022年9月静岡水害時に拡散されたAI生成画像



判別技術  
を適用



生成AIを利用した疑いがある  
範囲を黄・赤色等でマッピング  
画像出典：NABLAS株式会社提供資料



- 様々な種類の偽・誤情報の流通・拡散に対応していくため、判別対象を**音声・テキストに拡大**。

- 画像・映像の検知技術に関しては、引き続き、社会実装に向けた取組を推進。

## (2) 発信者の真正性等を担保する「情報に係る真正性・信頼性保証技術」

- なりすましによる情報発信等を防止するべく、**情報の発信者**を明示する技術（情報発信者の真正性・信頼性保証技術）を開発  
(例) オリジネーター・プロフィール技術（OP技術）



- 情報改ざん等を防止するため、真正性・信頼性の保証対象を**発信情報に拡大**。

- 発信者情報の保証技術に関しては、広範な社会実装の実現のため、**国際標準化のための取組も推進**。

# ご清聴いただき、ありがとうございました。

つくろう！守ろう！安心できる情報社会



みんなの生活を楽しく便利にしてくれるネットの中に、いつの間にかまぎれ込む、偽情報や誤情報、フェイク動画、詐欺広告、SNS上の誹謗中傷、奪われる個人情報…。正確な情報が手に入らないことも。複雑に入り混じる情報に、惑わされてしまうことも。

さあ、今こそみんなで、  
“つくろう！守ろう！安心できる情報社会”

ここにいる、あなたとともに。  
情報社会を支える、企業・団体とともに。  
DIGITAL POSITIVE ACTION、スタートです。

日常と隣り合わせになったデジタル空間を、誰もが安心できる場所にするために。  
人をつなぎ、社会を変えるデジタル技術で、この世界の可能性がもっとゆたかに広がるために。

ポジティブな未来へ、アクションを。  
いっしょに始めませんか？